

令和6年第2回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和6年2月19日(月) 午前8時51分～午前9時24分
- 2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行			
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文			
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番	今 隆 俊	
	3番	石 澤 孝 知	4番	長 内 康 之	
	5番	木 村 功	6番	高 橋 英 子	
	7番	工 藤 勝 彦	8番	大 平 成 年	
	9番	工 藤 元 伸	12番	佐 藤 国 雄	
	13番	佐 山 秀 夫			
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)
- 7 議事参与の制限委員 (4人)

1番	佐 藤 陽 介	2番	今 隆 俊
3番	石 澤 孝 知	11番	木 立 康 行
- 8 付議案件

報 告 第 3 号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報 告 第 4 号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議 案 第 4 号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議 案 第 5 号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議 案 第 6 号	農用地利用集積計画の決定について
議 案 第 7 号	贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について

9 事務局職員

事務局長

事務局長補佐

主事

主事

中 田 憲 人

工 藤 英 樹

工 藤 慎 也

福 澤 野 亜

中田事務局長	定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和6年第2回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、1番佐藤陽介委員、2番今隆俊委員をお願いします。書記には事務局の工藤補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第3号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和6年1月受理分は、相続が11件、総面積102,248㎡、田が18筆40,372㎡、平畑が16筆14,989㎡、樹園地が20筆46,887㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定に

	よる通知書の受理について」を事務局から報告お願いします。
福澤主事	報告第4号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号1番は、作場町の田、ほか2筆合計6,245㎡を賃貸人の都合により、令和6年1月4日に合意解約したものです。 受付番号2番は、大字黒石字弥九郎の田、2,628㎡を賃貸人の都合により、令和6年1月10日に合意解約したものです。 受付番号3番は、角田の田、2,597㎡を賃貸人の都合により、令和6年1月12日に合意解約したものです。 受付番号4番は、大字牡丹平字出石田北の田、2,180㎡を賃貸人の都合により、令和6年1月12日に合意解約したものです。 5ページに移ります。 受付番号5番は、大字三島字宮元の田、ほか4筆合計4,507㎡を賃貸人の都合により令和6年1月15日に合意解約したものです。 受付番号6番は、大字上十川字大野六番の田、2,882㎡を賃借人の都合により令和6年1月11日に合意解約したものです。 受付番号7番は、大字黒石字弥九郎の田、ほか1筆合計3,181㎡を賃借人の都合により令和6年1月19日に合意解約したものです。 6ページに移ります。 受付番号8番は、大字黒石字建石の田、2,252㎡を賃借人の都合により令和6年1月24日に合意解約したものです。 受付番号9番は、大字上十川字大野四番の田、1,785㎡を賃貸人の都合により令和6年1月26日に合意解約したものです。 7ページに移ります。 受付番号10番は、馬場尻北の田、2,993㎡を賃借人の都合により令和6年1月26日に合意解約したものです。 受付番号11番は、大字浅瀬石字桜田の田、ほか1筆合計1,081㎡を賃貸人の都合により令和6年1月26日に合意解約したものです。 8ページに移ります。 受付番号12番は、大字浅瀬石字桜田の田、ほか1筆合計919㎡を賃貸人の都合により令和6年1月26日に合意解約したものです。 9ページに移ります。 受付番号13番は、大字浅瀬石字広田の田、ほか2筆合計6,208㎡を賃貸人の都合により令和6年1月26日に合意解約したものです。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。

委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第4号につきましては、2番今隆俊委員が審議対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (今隆俊委員退席) それでは、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 澤 主 事	議案第4号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が4件、賃借権設定が5件、所有権移転が9件です。 11ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号1番は、大字黒石字弥九郎の田、ほか3筆合計24,145㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 受付番号2番は、大字黒石字浄光寺の田、ほか6筆合計24,291㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 12ページへ移ります。 受付番号3番は、大字浅瀬石字山辺の樹園地、ほか1筆合計6,307㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 受付番号4番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、5,010㎡を新規農家のため、5年間貸借するものです。 借受人は認定新規就農者であり、既に営農計画書等の審査が終了しているため、新規農家の聞き取り調査は行っていない。 13ページへ移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号1番は、飛内北の田、ほか3筆合計15,630㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号2番は、大字黒石字弥九郎の田、2,628㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 受付番号3番は、大字豊岡字姥懐の田、3,520㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 14ページへ移ります。 受付番号4番は、大字黒石字弥九郎の田、ほか1筆合計3,181㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 受付番号5番は、大字黒石字建石の田、2,252㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。

	15ページへ移ります。 (3) 所有権移転です。 受付番号1番は、大字三島字宮元の田、478㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号2番は、大字三島字宮元の田、169㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号3番は、末広の畑、1,261㎡を新規農家のため、売買により取得するものです。 受付番号3番は、新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。 受付番号4番は、大字三島字宮元の田、88㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 16ページへ移ります。 受付番号5番は、大字上目内澤字下田表の田、100㎡を贈与により取得するものです。 受付番号6番は、大字三島字宮元の畑、78㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号7番は、大字三島字宮元の畑、ほか1筆合計249㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号8番は、大字三島字宮元の畑、70㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 17ページへ移ります。 受付番号9番は、大字浅瀬石字山辺の樹園地、ほか1筆合計7,526㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、13番佐山秀夫委員に報告をお願いします。
佐山秀夫委員	今回申請があった農地について、去る2月8日、佐藤国雄委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号1番、2番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号3番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号4番は、新規農家としての申請です。

		現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 (2) 賃借権設定です。 受付番号1番から5番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田で、権利取得後はそれぞれ水稻の栽培が行われます。 (3) 所有権移転です。 受付番号1番、2番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田で、権利取得後はそれぞれ水稻の栽培が行われます。 受付番号3番は、新規農家としての申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。 譲受人は、自宅の敷地内で、やさいを栽培していたが、父の定年や、弟がやさいの栽培に意欲的になったこともあり、10aから20a程の面積の農地を探していたところ、不動産会社から申請地を紹介されたとのことです。農地法第3条の下限面積要件が廃止となったこともあり、取得することを決意し、申請に至ったとのことです。農業機械は祖母宅に置いている耕運機を利用するとのことです。作付作物はやさいであり、主に自家消費を目的に栽培しますが、収穫量次第では、無人販売所での販売も検討しているとのことで、農業への意欲もあることから、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。 受付番号4番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号5番は、贈与のための申請です。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号6番、7番、8番は経営規模拡大のための申請です。 現況は畑で、権利取得後はそれぞれやさいの栽培が行われます。 受付番号9番は経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 今回申請があった18件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。 (今隆俊委員指定席に着く) それでは議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係

	る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第5号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙19ページから説明いたします。 受付番号1番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は作場町、登記地目は田、現況地目は田、面積は2,932㎡、建売分譲用地とするため、取得するものです。 農地区分は、第一種農地に該当し、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、建蔽率も20%を超えることから問題はないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、13番佐山秀夫委員に報告をお願いします。
佐山秀夫委員	今回、5条申請があった土地について、去る2月8日、佐藤国雄委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り調査、現地調査並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号1番は、建売分譲用地として、取得するための申請です。 場所は、黒石駅から北へ約670m、黒石小学校の南側に位置しています。 土地の選定理由を聞き取りしたところ、譲受人へ黒石小学校周辺に住宅を建てたいという声が多数寄せられている状況であり、建売分譲できるような広い一団の土地を探したものの、申請地周辺の地域は分譲地が乏しい状況となっており、お客様の要望に応えるためにもやむを得ず農地である申請地を選定したとのことです。 申請地の東、南側には田があるものの、申請地との高低差はなく、土砂の流出の恐れはありません。 また、雨水と生活雑排水については、合併浄化槽で処理後、道路側溝に放流するとのことです。 申請地には普通住宅9棟を建設予定であり、周辺農地に影響が及ばないようにL型擁壁やフェンス等を設置し対策を講じるとのことで、転用することに問題はないと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じます。

	すが、ご異議ございませんか。
委 員	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第6号につきましては、1番佐藤陽介委員、3番石澤孝知委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限に従い、退席をお願いします。 また、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、退席をお願いします。 そして、私の親族が、審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたします。議長を佐藤孝文職務代理者をお願いします。 (木立康行会長、佐藤陽介委員、石澤孝知委員、櫻庭太志推進委員退席)
議 長 (職務代理者)	それでは、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第6号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が7件、所有権移転が7件です。 別紙21ページから説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号1番は、大字牡丹平字福民出石田間の田、3,251㎡を10年間10a当たり10,000円で、新規設定するものです。 受付番号2番は、大字上山形字中野馬場の田、ほか4筆合計7,032㎡を5年間10a当たり10,000円で、新規設定するものです。 受付番号3番は、大字浅瀬石字川合の田、2,222㎡を5年間10a当たり10,000円で、新規設定するものです。 受付番号4番は、大字浅瀬石字川合の田、ほか1筆合計2,205㎡を5年間10a当たり10,000円で、新規設定するものです。 受付番号5番から7番は、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号5番は、飛内北の田、10,751㎡を10a当たり14,000円で10年間の設定です。 受付番号6番は、末広の田、ほか1筆合計4,791㎡を10a当たり10,000円で10年間の設定です。 受付番号7番は、末広の田、ほか1筆合計12,500㎡を10a当たり10,000円の設定です。 23ページへ移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号1番から7番は経営規模拡大のための申請です。 受付番号1番は、大字竹鼻字宮元の樹園地、830㎡です。

	受付番号2番は、大字赤坂字北野崎の樹園地、ほか1筆合計10,521㎡です。 受付番号3番は、大字高館字甲松坂の田、142㎡です。 24ページに移ります。 受付番号4番は、大字高館字甲松坂の田、112㎡です。 受付番号5番は、大字高館字甲松坂の田、110㎡です。 受付番号6番は、大字袋字村岡の畑、86㎡です。 25ページに移ります。 受付番号7番は、大字花巻字南家岸の樹園地、2,039㎡です。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長 (職務代理者)	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長 (職務代理者)	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。 それでは、審議が終了いたしましたので、議長を木立会長と交代いたします。 ご協力ありがとうございました。 (木立康行会長、佐藤陽介委員、石澤孝知委員、櫻庭太志推進委員席に着く)
議長	佐藤孝文職務代理者、ありがとうございました。 それでは、議案第7号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤主事	議案第7号は、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けている別紙の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。 なお、証明願が遅延し提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとします。 別紙で説明いたします。 27ページをご覧ください。 対象者は、3年に1度、引き続き徴収猶予を受けたい旨の届出書を、黒石税務署長及び中南地域県民局長に提出することになっています。

		届出書の添付書類として農業委員会の発行する証明書が必要になることから、承認を求めるものです。 (1) 贈与税の納税猶予の継続届出分の受贈者1名。 (2) 不動産取得税の徴収猶予の継続届出分の受贈者3名から申請されており、農地基本台帳の確認、本人からの聞き取りをした結果、引き続き農業経営を行っている者として認められ、証明の期間は令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間となっております。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第7号は、原案のとおり決定いたします。 これで、議案の審議が終了いたしました。 以上で、令和6年第2回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時24分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年2月19日

議 長 永 立 康 行

議事録署名者 佐藤 陽介

議事録署名者 今 隆俊